



第5章

教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について

子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画は、就学前児童に係る教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の目標として定める必要があります。

（１）「量の見込み」の算出について

国が示す算出の基本的な考え方を参考にし、ニーズ調査結果や実績に応じた傾向などから算出しています。

【国が示す算出の基本的な考え方】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{児童} \\ \text{推計} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{ニーズ調査結果} \\ \text{に基づく指標} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{量の見込み} \\ \text{（需要）} \\ \hline \end{array}$$

（２）「確保方策」について

「量の見込み」に対応した目標と今後の方向性を記載しています。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、総合計画等の各種計画において、市域を区域割していないことや、教育・保育事業においては、現在の幼稚園や保育所等の利用実態として、小学校区や中学校区内を超えて広域的に利用されている状況であることなどから、「教育・保育等の提供区域」はすべての事業において、市域全体を一つの区域として設定します。

3 国が示す計画の対象事業

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象事業は、以下の 22 事業です。令和 4 年の児童福祉法等の一部改正を踏まえて、宇治市子どもまんなかプランでは、新たに 6 事業が追加されています。

なお、「量の見込み」と「確保方策」については、数値等の算出が必要とされているものと算出不要のものがあります。

区分	対象事業	「量の見込み」と「確保方策」の算出
教育・保育事業	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育	国が示す基本的な考え方を参考に算出
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業（延長保育）	
	(2) 幼稚園・認定こども園預かり保育	
	(3) 保育所等一時預かり	
	(4) 病児・病後児保育事業	
	(5) ファミリー・サポート・センター	
	(6) 育成学級（放課後児童クラブ）	
	(7) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）	
	(8) 地域子育て支援拠点事業	
	(9) 利用者支援事業	
	(10) 乳児家庭訪問事業	
	(11) 養育支援訪問事業	
	(12) 妊産婦健康診査	
	(13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】	
	(14) 児童育成支援拠点事業【新規】	
	(15) 親子関係形成支援事業【新規】	
	(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規】	
	(17) 乳児等通園支援事業【新規】	
	(18) 産後ケア事業【新規】	
	(19) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	算出不要
	(20) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(21) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

4 教育・保育事業

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

【事業概要】

幼稚園は保護者の就労等にかかわらず、3～5 歳児を対象に、幼児教育を提供する施設です。

保育所は、保護者の就労等により保育が必要な場合に、0～5 歳児を預かり、保育を提供する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

地域型保育は、定員 20 人未満の小さな規模で 0～2 歳児を預かる事業で、「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」「居宅訪問型保育」があります。

① 満3歳以上の教育（1号認定）

満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合（主に幼稚園・認定こども園で対応）

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用希望者数	1,776 人	1,680 人	1,560 人	1,453 人	1,345 人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,253 人	1,175 人	1,086 人	1,009 人	950 人
確保方策（B）	3,386 人	3,386 人	3,386 人	3,386 人	3,386 人
差引（B）－（A）	2,133 人	2,211 人	2,300 人	2,377 人	2,436 人

【今後の方向性】

計画期間中の「量の見込み」について対応可能です。なお、子育てのための施設等利用給付については、公正かつ適正な支給の確保に努めるとともに、保育所から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

② 満3歳以上の保育（2号認定）

満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（主に保育所・認定こども園で対応）

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 希 望 者 数	2,307 人	2,288 人	2,254 人	2,240 人	2,232 人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み （ A ）	2,193 人	2,181 人	2,174 人	2,164 人	2,154 人
確 保 方 策 （ B ）	2,450 人	2,450 人	2,450 人	2,450 人	2,450 人
差 引 （ B ） - （ A ）	257 人	269 人	276 人	286 人	296 人

【 今後の方向性 】

市全域では計画期間中の「量の見込み」について対応可能な「確保方策」となっていますが、保育ニーズの地域偏在や年齢偏在に対応するために、受入可能な施設の積極的な周知を図ります。また、幼児と乳児の定員の調整を図ることの検討や幼稚園の預かり保育の利用状況をふまえながら、定員等のあり方について検討します。

なお、子育てのための施設等利用給付については、公正かつ適正な支給の確保に努めるとともに、幼稚園から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

③ 満3歳未満の保育（3号認定）

満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（主に保育所・認定こども園・地域型保育で対応）

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 希 望 者 数	1,765 人	1,730 人	1,780 人	1,771 人	1,784 人

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み （ A ）		1,759 人	1,752 人	1,740 人	1,731 人	1,725 人
確 保 方 策	教 育 ・ 保 育 施 設	1,721 人	1,721 人	1,721 人	1,721 人	1,721 人
	地 域 型 保 育	97 人	97 人	97 人	97 人	97 人
	合 計 （ B ）	1,818 人	1,818 人	1,818 人	1,818 人	1,818 人
差 引 （ B ） - （ A ）		59 人	66 人	78 人	87 人	93 人

【 今後の方向性 】

市全域では計画期間中の「量の見込み」について対応可能な「確保方策」となっていますが、保育ニーズの地域偏在や年齢偏在に対応するために、受入可能な施設の積極的な周知を図ります。また、幼児と乳児の定員の調整を図ることや、定員等のあり方について検討します。

なお、子育てのための施設等利用給付については、公正かつ適正な支給の確保に努めるとともに、幼稚園から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園などで、保育標準時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	2,016 人	2,199 人	2,092 人	2,118 人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み （ A ）	2,208 人	2,202 人	2,192 人	2,183 人	2,174 人
確 保 方 策 （ B ）	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人
差 引 （ B ） - （ A ）	292 人	298 人	308 人	317 人	326 人

【今後の方向性】

現在、市内20の保育所・認定こども園で11時間を超えて延長保育を実施しており、受け入れ枠として2,500人あります。これまでの実績値や計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により、確保に努めます。

(2) 幼稚園・認定こども園預かり保育

【事業概要】

幼稚園や認定こども園などで、教育課程にかかる教育時間の終了後などにおいて、在園する園児を預かる事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	-人	-人	-人	-人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	50,823 人	48,884 人	46,375 人	44,275 人	43,648 人
確 保 方 策 (B)	97,820 人	97,820 人	97,820 人	97,820 人	97,820 人
差 引 (B) - (A)	46,997 人	48,936 人	51,445 人	53,545 人	54,172 人

【今後の方向性】

計画期間中の「量の見込み」について、対応可能です。



(3) 保育所等一時預かり

【事業概要】

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	4,411 人日	3,186 人日	4,507 人日	4,386 人日

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	4,627 人日	4,613 人日	4,593 人日	4,574 人日	4,556 人日
確保方策（B）	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日
差引（B）－（A）	26,373 人日	26,387 人日	26,407 人日	26,426 人日	26,444 人日

【今後の方向性】

現在、市内の15の保育所・認定こども園で一時預かりを実施しており、受け入れ枠として31,000人日あります。計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により確保に努めます。

（４）病児・病後児保育事業

【 事業概要 】

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された施設で、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年間延べ利用日数	1,525 人日	2,829 人日	3,133 人日	4,163 人日

【 量の見込みと確保方策 】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量 の 見 込 み	就 学 前 児 童	5,203 人日	5,162 人日	5,116 人日	5,074 人日	5,049 人日
	小 学 生 児 童	555 人日	535 人日	512 人日	493 人日	473 人日
	合 計 （ Ａ ）	5,758 人日	5,697 人日	5,628 人日	5,567 人日	5,522 人日
確 保 方 策 （ Ｂ ）		6,560 人日	6,547 人日	6,529 人日	6,512 人日	6,496 人日
差 引 （ Ｂ ）－（ Ａ ）		802 人日	850 人日	901 人日	945 人日	974 人日

【 今後の方向性 】

計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、既存施設の対応件数の今後の見込みや実施施設の拡充の可能性などについて検討しながら、実施施設の確保に努めます。

(5) ファミリー・サポート・センター

【 事業概要 】

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

【 現状 】

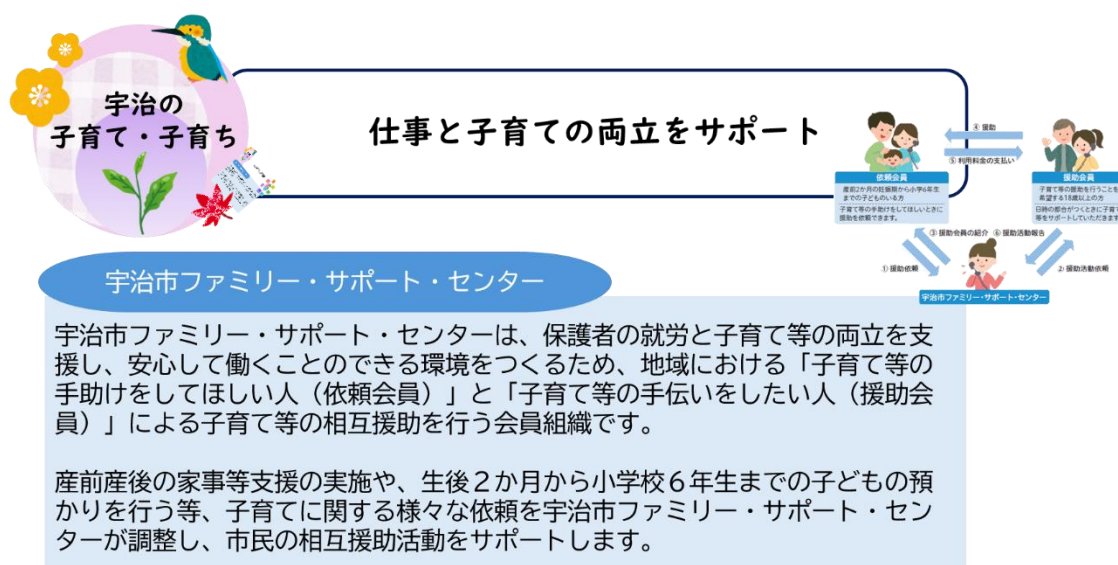
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	1,456 人日	1,486 人日	1,302 人日	796 人日

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	就 学 前 児 童	511 人日	490 人日	470 人日	452 人日	435 人日
	小 学 生 児 童	551 人日	535 人日	511 人日	493 人日	472 人日
	合 計 (A)	1,062 人日	1,025 人日	981 人日	945 人日	907 人日
確 保 方 策 (B)		1,062 人日	1,025 人日	981 人日	945 人日	907 人日
差 引 (B) - (A)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【 今後の方向性 】

計画期間中の「量の見込み」について、対応可能ですが、今後も、引き続き活動件数の増加に向けて、会員数の増加や活動内容の充実を図りながら確保に努めます。



(6) 育成学級（放課後児童クラブ）

【 事業概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登 録 児 童 数	2,505 人	2,349 人	2,407 人	2,394 人	2,444 人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み （ A ）	2,439 人	2,432 人	2,426 人	2,420 人	2,411 人
確 保 方 策 （ B ）	2,480 人	2,480 人	2,480 人	2,480 人	2,480 人
差 引 （ B ） - （ A ）	41 人	48 人	54 人	60 人	69 人

【 今後の方向性 】

現在は、市の育成学級や民間事業者で実施していますが、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているものの、育成学級については必要な施設整備を行うとともに、民間の放課後児童クラブでの受け入れ児童数の拡大を図り、確保に努めます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）

【 事業概要 】

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭での養育が困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	36人日	51人日	54人日	86人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	90人日	90人日	90人日	90人日	90人日
確保方策（B）	90人日	90人日	90人日	90人日	90人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

現在、6か所の市外の施設で実施しており、今後もニーズに対応できるよう、確保に努めます。

(8) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳児のみ）

【事業概要】

就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互に交流を図ることができる場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	15,032 人回	16,338 人回	24,352 人回	26,173 人回
全利用者（参考）	36,518 人回	38,362 人回	55,870 人回	62,206 人回

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	23,305 人回	22,974 人回	22,967 人回	22,836 人回	22,737 人回
確保方策（B）	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

【今後の方向性】

現在、全 10 中学校区に 1 か所ずつ開設しています。児童虐待の未然防止の観点からも、支援が必要な家庭等の養育状況などを把握し、適切な支援につなげていけるよう、アウトリーチ型の取り組みや各拠点の連携など、機能の充実についての検討を進めます。



親子で集えるひろばの充実



地域子育て支援拠点（ひろば）

宇治市には、就学前のお子さんとその保護者の方が気軽に集い、相互に交流を図ることができる「ひろば」が各中学校区に 1 か所（合計10か所）あります。保育園の施設や大学、民間商業施設や民家等で開設しており、地域の方が集える場所となっています。

ひろばでは、産前～就学前の子どもとその保護者は無料で利用、交流でき、子育て等の相談を行っており、身近に相談できる場となっています。

土曜日や日曜日に開設しているところや、植物公園や西宇治公園で開設している場所もあり、多くの親子連れが訪れます。



(9) 利用者支援事業

【 事業概要 】

子どもや保護者が計画における事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などの支援を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基 本 型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
特 定 型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	-	-	-	-	1 か所

【 量の見込みと確保方策 】

＜基本型＞ ※身近な場所で日常的に子育て相談等を実施する類型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
確 保 方 策 (B)	1 か所	2 か所	5 か所	10 か所	10 か所

＜特定型＞ ※主に待機児童解消のために保育施設や保育関連事業の利用を支援する類型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確 保 方 策 (B)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

＜こども家庭センター型＞ ※こども家庭センターを設置している場合の類型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確 保 方 策 (B)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【 今後の方向性 】

子どもや保護者に対し、適切な子育て支援情報の提供や相談、助言などを各地域子育て支援拠点等において実施していくとともに、「基本型」については、令和4年の児童福祉法改正により創設された「地域子育て相談機関」としての設置を含めて検討します。

(10) 乳児家庭訪問事業

【 事業概要 】

保健師または訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、計測や母子の保健指導等、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、児童虐待の早期発見・防止など、必要に応じて支援を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問件数	1,041件	1,035件	1,004件	977件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,004人	996人	992人	987人	983人
確保方策（B）	実施体制：保健師等による訪問				

【 今後の方向性 】

事業の実施については、保健師等による訪問を行っており、母子に寄り添った支援につながるよう、子育て情報の提供や相談、助言に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【 事業概要 】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行う事業です。

なお、本事業の家事・育児支援部分については、令和6年度から、子育て世帯訪問支援事業に統合することとなりました。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪 問 件 数	2,087 件	2,081 件	2,230 件	2,666 件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	2,710 件	2,700 件	2,700 件	2,690 件	2,690 件
確 保 方 策 (B)	実施体制：保健師等による訪問				

【 今後の方向性 】

事業の実施については、現在、保健師及び助産師による訪問を行っており、養育が適切に行えるよう、相談や指導助言に努めます。

(12) 妊産婦健康診査

【 事業概要 】

妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付数	1,131 件	1,071 件	1,008 件	993 件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,030 人	1,020 人	1,020 人	1,010 人	1,010 人
確保方策（B）	実施場所：京都府内の委託医療機関等				

【 今後の方向性 】

事業の実施については、現在、事業委託を行っており、今後も同様の体制で実施し、妊産婦の健康管理の充実に努めます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

様々な理由により児童の養育について支援が必要となっている家庭に対し、ヘルパー等を派遣し、家事・育児支援を実施する事業です。なお、令和6年度から、養育支援訪問事業の家事・育児支援と統合することとなりました。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	-人日	-人日	-人日	25人日

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
確保方策（B）	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【今後の方向性】

家事・子育てに関して不安を抱える子育て家庭や妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、支援対象者の生活環境を整えることを通して、課題解消につながるよう支援を継続します。



宇治の
子育て・子育て

児童虐待、ヤングケアラー等への支援



ヤングケアラー

本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。
小さいころから当たり前のように家族の世話をしていたため、自らがヤングケアラーだという自覚がない子どもたちも多くいます。

児童虐待

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけではなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。
毎年11月の秋のこどもまんなか月間オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンでは、関係部署や関係団体、地域の方と連携して、児童虐待等の未然防止や早期発見にむけた啓発に取り組んでいます。

(14) 児童育成支援拠点事業

【 事業概要 】

養育環境に課題を抱える子どもを対象として、子どもの居場所となる拠点を開設し、家庭や学校以外の生活の場を子どもに提供するとともに、子どもや保護者への相談等を行う事業です。

【 今後の方向性 】

今後、必要に応じて計画の中間見直し等にて、事業実施について検討を行います。

(15) 親子関係形成支援事業

【 事業概要 】

子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、子どもとの関わり方についての知識や方法を身に付けることができるように、講義やグループワーク等を実施し、保護者同士が悩みや不安を相談・共有できる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【 今後の方向性 】

今後、必要に応じて計画の中間見直し等にて、事業実施について検討を行います。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	2,166 回	2,064 回	2,032 回	2,769 回

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	3,030 回	3,000 回	3,000 回	2,970 回	2,970 回
確 保 方 策 (B)	3,030 回	3,000 回	3,000 回	2,970 回	2,970 回
差 引 (B) - (A)	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

※妊娠届出数に、面談回数3回（見込み）を乗じて量の見込みを算出

【今後の方向性】

妊婦や配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を引き続き行います。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 事業概要 】

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	-人日	-人日	-人日	-人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み （ A ）	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
確 保 方 策 （ B ）	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
差 引 （ B ） - （ A ）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【 今後の方向性 】

令和6年度途中から試行実施を開始した事業のため、「量の見込み」は、令和6年度時点の利用定員数（確保方策）と同数としています。今後、利用状況等を見ながら、必要に応じて量の見込みと確保方策の見直しを含めた検討を行います。

(18) 産後ケア事業

【 事業概要 】

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	194 人日	275 人日	266 人日	304 人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	400 人日	410 人日	420 人日	430 人日	440 人日
確 保 方 策 (B)	400 人日	410 人日	420 人日	430 人日	440 人日
差 引 (B) - (A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【 今後の方向性 】

心身のケア、育児の支援、その他母子の健康増進に必要な支援を行うとともに、受入体制の充実に努めます。



(19) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取組を行う事業です。

宇治市要保護児童対策地域協議会の活動を充実するとともに、関係機関と連携しながら、児童虐待の未然防止と早期対応できる環境づくりを進めます。

(20) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本市では、平成28年度より実施しています。

(21) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。本市では、令和4年度より実施しています。